



第2期 子ども・子育て 支援事業計画

概要版



令和2年3月

行橋市



行橋市 子ども・子育て支援事業計画とは

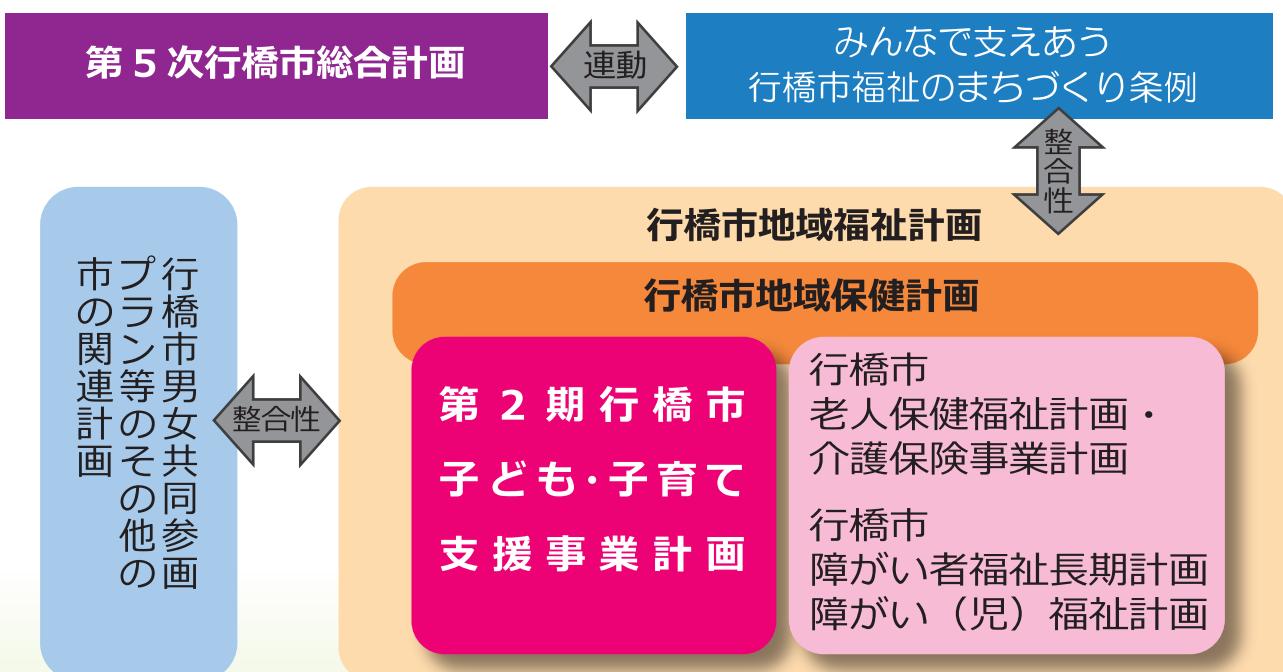


◆ 計画策定の趣旨

- ★これまでの行橋市における子どもたちへの支援については、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てができる環境づくりを推進してきました。
- ★国においても、令和元年10月より、3~5歳までのすべての子ども及び0~2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。
- ★行橋市においても、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

◆ 計画の位置づけ

- ★本計画は、「第5次行橋市総合計画」（後期基本計画：平成29～33年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



◆ 計画の期間

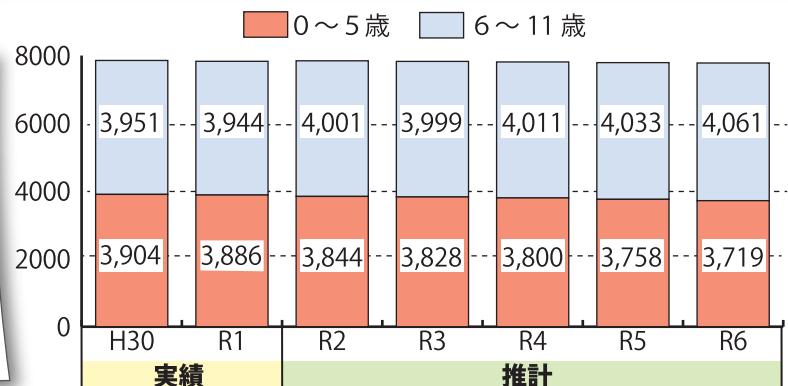
- ★本計画は令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とします。また、毎年度、計画の進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

行橋市の子ども・子育ての状況



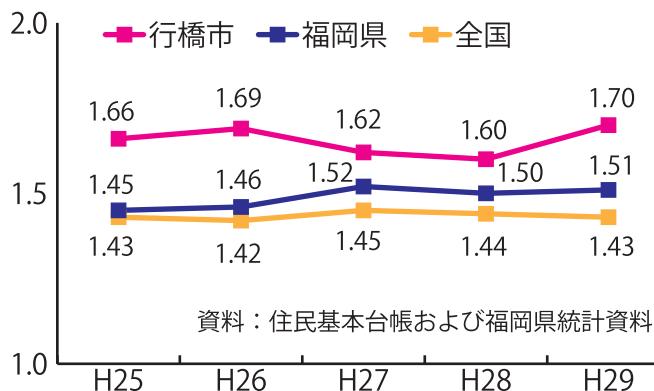
✿ 児童人口（小学生以下）の推移

★ 就学前児童（0～5歳）は徐々に減少することが見込まれ、令和6年度には3,719人となる見込みです。小学生（6～11歳）は今後も微増傾向が続き、令和6年度には4,061人となる見込みです。



資料：住民基本台帳

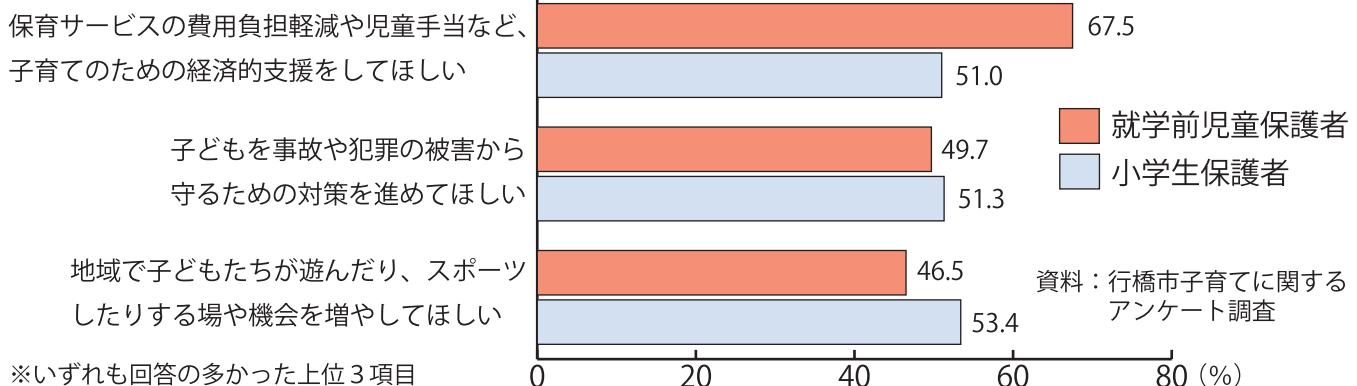
✿ 合計特殊出生率の推移



★ 本市の合計特殊出生率は1.60～1.70で推移しており、平成29年度には1.70となっています。全国(1.43)・福岡県(1.51)より高いものの、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.08を下回っています。

✿ 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

★ 本計画を策定するために0～5歳の就学前児童と小学生の保護者に実施したアンケート調査で、子どもを健やかに生み育てるために市に期待することをたずねたところ、就学前児童保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をしてほしい」、小学生保護者では「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やしてほしい」の割合が最も多くなっていました。



資料：行橋市子育てに関するアンケート調査

※いずれも回答の多かった上位3項目

計画の基本理念と基本目標



✿ 基本理念

★ 本計画では、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、行橋市が子育てしたくなるまちとして選ばれていくために、「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」を基本理念に掲げ、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

**すべての子どもが
健やかに育つことができる環境づくり**

✿ 基本目標



① 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

★ 幼児期の教育・保育の充実をはじめ、青少年健全育成に係る事業や支援が必要な子どもたちへの支援の充実を図ります。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

② 安心して子どもを産み、子どもや子育てに 喜びや生きがいを実感できる環境づくり

★ 妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、母子の健康確保、また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への経済的支援等を推進します。

③ 子育てを地域全体で応援する環境づくり

★ 地域全体での相互援助のネットワークを構築するために、仕事と子育ての両立に関する広報・啓発や親子の交流の場の提供、子どもの事故防止や犯罪防止に関する取組等の強化を図ります。

子ども・子育て支援に係る施策



★ 本計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画の評価結果やアンケート調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開します。

なお、第2期計画期間中（令和2～6年度）には、本計画に掲載していないものについても、必要に応じて新たな事業を検討及び実施し、子育てを支援するための環境整備を推進します。

基本目標	基本施策	主な事業
〔基本目標1〕 子どもが心身ともに 健やかに育つ環境づくり (子どもの視点)	(1) 幼児期の教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none">■通常保育事業■延長保育事業■障がい児保育事業■一時預かり事業
	(2) 子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none">■乳幼児健康診査■母乳相談（ハグルーム）■子育て世代包括支援センター■放課後児童健全育成事業
	(3) 支援が必要な子どもへの対策	<ul style="list-style-type: none">■養育支援訪問事業■発達相談■行橋京都児童発達相談センター■障がい児通所支援
	(4) 子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■生きる力を育む学校教育の推進■生活困窮者自立支援事業■就労準備支援事業■児童扶養手当
〔基本目標2〕 安心して子どもを産み、 子どもや子育てに 喜びや生きがいを 実感できる環境づくり (保護者の視点)	(1) 子育て相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">■保育コンシェルジュ事業■子育て情報ポータルサイト■子育てアプリ■地域子育て支援センター事業
	(2) 多様な子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">■病児・病後児保育事業■ファミリー・サポート・センター事業■アレルギー児保育事業
	(3) 子どもや母親の健康確保	<ul style="list-style-type: none">■妊婦健康診査■産後ケア事業（宿泊型・訪問型）■乳児家庭全戸訪問事業■予防接種事業
	(4) 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none">■児童手当■特別児童扶養手当■子ども医療■ひとり親家庭等医療
〔基本目標3〕 子育てを地域全体で 応援する環境づくり (地域の視点)	(1) 仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none">■仕事・家庭と地域活動の両立支援■働き方の見直しの推進■ボランティアの育成支援
	(2) 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none">■校区公民館子ども講座■行橋市子ども会育成連合会■行橋市青少年育成市民会議■家庭教育の推進
	(3) 安心・安全な環境の整備	<ul style="list-style-type: none">■子育て交流拠点施設の検討■交通安全事業■防犯対策■登下校指導

幼児教育・保育事業等の量の見込みと確保方策



幼児教育・保育事業（1～3号）

★ 就学前児童に対して主に幼稚園や保育所、認定こども園で行う幼児教育・保育事業は、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

【幼児教育・保育の認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園 幼稚園（教育の利用希望が強い場合等）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園

- ★ ニーズ調査をもとに今後のニーズ量を見込み、それに対して確保すべき方策を定めました。
- ★ 1号認定については、既存の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園部においてニーズへの対応が可能であると見込んでいます。
- ★ 2号認定については、供給不足が発生する見込みですが、既存の私立幼稚園の供給余剰分での対応や保育所等の定員の弾力的な運用を図り、待機児童が発生しないように努めます。
- ★ 3号認定については、老朽園舎更新の際の定員拡充や地域型保育事業（小規模保育事業など）の整備によって、供給体制の拡充を図るとともに、定員の弾力的な運用を図り、待機児童が発生しないように努めます。

【幼児教育・保育（量の見込みと確保方策）】

(単位：人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号認定	量の見込み	703	705	706	699	692
	確保方策	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園 届出保育施設 特定地域型保育	90 1,215 0 △	90 1,215 0 △	90 1,215 0 △	90 1,215 0 △
	差（確保方策一量の見込み）	602	600	599	606	613
2号認定	量の見込み	1,218	1,221	1,222	1,212	1,198
	確保方策	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園 届出保育施設 特定地域型保育	810 △ 0 △	816 △ 0 △	829 △ 0 △	829 △ 0 △
	差（確保方策一量の見込み）	▲408	▲405	▲393	▲383	▲369
3号認定	量の見込み	688	683	670	659	655
	確保方策	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園 届出保育施設 特定地域型保育	605 △ 0 15	609 △ 0 84	611 △ 0 84	611 △ 0 84
	差（確保方策一量の見込み）	▲68	10	25	36	40



★「地域子ども・子育て支援事業」とは、子どもやその保護者等を対象に、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法において、量の見込みと確保の方策を定めるべきとされた事業は次のとおりです。

【地域子ども・子育て支援事業（確保方策^{※1}の一覧）】

事業区分	事業の概要	確保方策					
		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所等において、保育を実施する事業です。	人	872	869	862	853	844
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	量の見込み	人	1,184	1,190	1,194	1,192
		確保方策	人	1,084	1,124	1,164	1,204
		差	人	▲100	▲66	▲30	12
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	人	※2	※2	※2	※2	※2
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	組日	9,395	9,295	9,135	9,019	8,924
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園預かり保育	人日	90,350	90,534	90,718	89,844
		一時預かり事業	人日	499	493	484	479
		ファミリー・サポート・センター※3	人日	26	26	26	25
		子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	※2	※2	※2	※2
病児保育事業	病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。	人日	991	987	980	969	959
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	人日	83	84	84	83	83
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	箇所	2	2	2	2	2
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	人	600	585	581	577	566
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	人	600	585	581	577	566
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	人	30	29	29	29	28

※1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を除き、量の見込み=確保方策として設定。

※2 民間託児所の利用など代替となる方策を含め、事業実施の必要性を検討します。

※3 就学前児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業

認定こども園の普及についての考え方



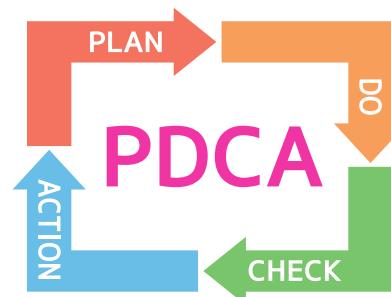
★ 第1期計画期間中は、認定こども園への移行支援を実施しました。その結果、令和元年度現在、市内には認定こども園が5園整備されています。

認定こども園の普及については、待機児童解消に向けての方策の一つだと考えますが、平成30年度の「行橋市保育園整備等検討委員会」において、認定こども園の創設は新たな財政負担が発生すること、「幼児教育・保育の無償化」による保育ニーズの変動や認定こども園が受ける影響が不透明であること等を理由として、推進しないこととしております。

その代替案として、将来的な少子化の進行や費用対効果を勘案し、地域型保育事業（空き店舗やテナント等の多様なスペースを活用した小規模保育事業等）の創設、あるいは、既存認可保育園等の分園化を推進することとします。

計画を推進していくために

◆ 計画推進・進捗状況の周知



★ 計画の推進にあたっては、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらうことが必要です。また、計画の進捗状況についても、市の説明責任として市民等に定期的に知らせていくことも重要です。このため、市報やホームページ等の媒体を使った広報等により、計画の周知・浸透を図ります。

◆ 協働による計画推進

★ 子ども支援課が主管となり、関係部局や国・県と連携・協働しながら本計画を推進します。また、保育所・幼稚園等の幼児教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

◆ 計画の実践と点検・評価

★ 本計画については、量の見込み・確保の方策の数値に基づいて、順次段階的に取組を進めています。

また、計画の進捗状況については取組開始後も、子育て中の保護者や幼児教育・保育施設等の関係者、学校関係者等で構成する「子ども・子育て会議」において把握・評価し、その助言に基づいて計画の推進を図っていきます。

さらに、アンケート調査を今後も必要に応じて実施し、最新のニーズの把握に努めるとともに、その結果、確保の方策の数値等に修正が必要であれば、子ども・子育て会議に諮り、中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行います。